

令和8年度

町有地売払 一般競争入札申込要領

申込受付期間：令和8年10月 1日(木)から
令和8年10月15日(木)まで

入 札 日：令和8年11月26日(木)

入札物件

所在地（地番）	地積 (㎡)	最低売払価格 (予定価格)	用途地域
府中町青崎東 5969-6	81.30	18,080,000 円	第一種住居地域

府中町財務部管財課

----- 目 次 -----

◆申し込みから所有権移転までの流れ	1
◆町有地売払一般競争入札申込要領	2
1 入札物件及び最低売払価格（予定価格）等	2
2 入札参加者の資格	3
3 入札参加申し込みの方法等	3
4 入札参加資格審査	5
5 入札の日時及び場所等	5
6 入札保証金	6
7 入札の方法等	7
8 落札者の決定方法等	8
9 売買契約の締結	8
10 契約保証金	9
11 売買代金の支払い	9
12 所有権の移転・物件の引き渡し等	9
13 契約上の主な特約事項	10
14 その他の留意事項（重要）	10
15 問い合わせ先等	11
◆物件説明書	12
◆土地売買契約書（見本）	14
◆申込書類等	18
様式第1号 一般競争入札参加申込書	
兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書	18
様式第1号別紙 連名者	19
様式第2号 誓約書	20
様式第3号 役員等一覧	21
様式第4号 委任状	22
様式第5号 入札書	23
◆参考 関係法令等	24

申し込みから所有権移転までの流れ

※ 2 ページ以降の「町有地売払一般競争入札申込要領」を必ずお読みください。

※物件は、現状有姿での引き渡しになります。必ず現地を確認のうえお申し込みください。

1. 入札参加申し込み

- (1) 受付期間 : 令和 8 年 1 0 月 1 日 (木) ~ 令和 8 年 1 0 月 1 5 日 (木)
(土曜日・日曜日・祝日を除く)
- (2) 受付時間 : 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 1 5 分
(正午 ~ 午後 1 時を除く)
- (3) 受付場所 : 府中町財務部管財課 (府中町役場 3 階)
広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号 TEL : 082-286-3188

2. 入札

- (1) 入札日時 : 令和 8 年 1 1 月 2 6 日 (木) 午後 2 時
- (2) 入札場所 : 広島県安芸郡府中町本町一丁目 1 0 番 1 5 号
安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ
2 階 研修室

※入札には、申込者 (連名の場合は代表者) 本人または代理人が必ず出席してください。

(代理人による入札の場合は、委任状が必要となります。)

※入札当日までに、府中町が発行する納入通知書により、入札保証金を納付していただきます。

3. 契約の説明

入札終了後、引き続いて、落札者に対して契約手続きの説明を行います。

4. 契約の締結

別に定める様式の契約書により、落札者と売買契約を締結します。

契約締結期限 : 令和 8 年 1 2 月 1 日 (火)

※契約締結の日に、府中町が発行する納入通知書により、契約保証金を納付していただきます。 (売買代金全額を即納される場合は、契約保証金は必要ありません。)

※契約に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

5. 売買代金の支払

売買代金から契約保証金を差し引いた残額の支払いは、府中町が発行する納入通知書により、契約締結日から 1 ヶ月以内に納付していただきます。

6. 所有権の移転・登記

売買代金が完納されたときに所有権を移転し、物件を現況のまま引き渡します。

※所有権移転の登記手続は、売買代金が完納されたことを確認した後、府中町が行います。(所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。)

町有地売払一般競争入札申込要領

町が所有する未利用地を一般競争入札により売払います。これは、広く入札参加者を募り、あらかじめ公表している最低売払価格（予定価格）以上で最高の価格をもって入札した方に、落札者として当該土地を売払う方法です。

購入を希望される方は、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1. 入札物件及び最低売払価格（予定価格）等

（1）入札物件

所在地（地番）	地積	最低売払価格 （予定価格）
府中町青崎東 5969-6	81.30 m ²	18,080,000 円

ア 物件の詳細は、12ページから13ページの「物件説明書」のとおりです。

イ 入札参加の申し込みをされる前に、必ず現地をご確認ください。また、物件の利用等に係る諸規制についての調査確認も行ってください。

ウ 入札物件には、看板を設置しています。現地を確認される際には、路上駐車等、周辺の迷惑とならないよう十分留意してください。また、足元が悪い場合もありますので、注意してください。

エ 本物件は、現状有姿での引き渡しになります。（図面と現況が相違している場合、現況が優先します。）次の事項についてご了承のうえ、お申し込みください。

- ① 物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、建物等の撤去、電柱等の移転・撤去、立木・樹木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・水路など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、一切府中町では行いません。
- ② 上下水道、電気及び都市ガスなど供給・処理施設の引込みが可能である場合に、それらの設置または補修を要することがありますが、府中町では、これらの実施及び必要な費用の負担等は一切行いません。建築関係機関及び供給処理施設の管理者などにお問い合わせのうえ、購入された方で対応してください。
- ③ 地盤・地耐力調査、磁気探査並びに地下埋設物及び土壌汚染に関する調査は行っておりません。
- ④ 都市計画法、建築基準法、土砂災害防止法その他の法令及び広島県、府中町の条例・規則等（以下「法令等」という。）に基づく各種規制について、申込者自身において事前にご確認ください。（※法令等の規制に関しては、専門的な知識を必要とする場合があります。その場合は各自で専門家にご相談ください。）

- ⑤ 建物の配置及び敷地の区割りなどにより、公道上の占用物件やゴミステーションなどが支障になる場合があります。これらの移設などといった各占用物管理者などとの連絡調整は府中町では一切行いません。購入された方で対応してください。

(2) 本物件について

本物件については、道路拡幅事業用地として所有していた土地です。

2. 入札参加者の資格

入札に参加できるのは、個人及び法人です。「一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式第1号）」（18ページ）の「申込者」欄に記載のある方が入札参加資格者となり、落札された場合、購入者となります。また、共有で取得を希望される場合、連名での申し込みもできます。

ただし、次の各項目のいずれかに該当する方は入札に参加できません。

- ① 府中町税を滞納している者
- ② 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ③ 次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項（24ページ）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ 前各事項の一つに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ④ 公有財産に関する事務に従事する府中町職員
- ⑤ 府中町暴力団排除条例第2条第1号から第3号（24ページ）に定める暴力団及び暴力団員並びに暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当する者、あるいは、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥ 期限までに一般競争入札参加申込書を提出しない者

3. 入札参加申し込みの方法等

入札に参加するためには、事前の申し込みが必要です。次のとおり、申込受付期間内に「一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式第1号）」（18ページ）に添付書類を添えて提出してください。

- (1) 申込受付期間 令和8年10月1日(木)～令和8年10月15日(木)
(土曜日・日曜日及び祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分
(正午～午後1時を除く)
- (2) 申込受付場所 〒735-8686
広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号
府中町財務部管財課(府中町役場3階)
- (3) 申し込み方法 **持参または郵送**
※郵送の場合は、10月15日(木)までの消印有効とします。また、**簡易書留**の方法に限ります。普通郵便の場合、万一の不着事故等の発生時には、府中町は責任を負いかねますので、ご注意ください。
- (4) 添付書類
- ア) 個人の場合 ①住民票(世帯全員の表示があるもの)の写し 1通
②印鑑登録証明書 1通
③府中町税の完納証明書 1通
④誓約書(様式第2号) 1通
※①及び②については、発行後3ヶ月以内のもの。
※③については、令和8年10月1日以降に発行されたもの。
- イ) 法人の場合 ①商業・法人登記 履歴事項全部証明書 1通
②印鑑証明書 1通
③役員等一覧(様式第3号)
④府中町税の完納証明書 1通
⑤誓約書(様式第2号) 1通
※①及び②については、発行後3ヶ月以内のもの。
※④については、令和8年10月1日以降に発行されたもの。
- (5) 共有名義での取得を希望される場合
所有権移転登記の際に共有での登記を希望される場合、連名での申し込みもできます。入札当日に代表して入札に参加される方について一般競争入札参加申込書に記載していただき、様式第1号別紙(19ページ)を添付してお申し込みください。また、代表者及び連名者全員について、持分を記載してください。
また、連名で申し込みされる場合、**連名者全員の添付書類の提出が必要です**。なお、誓約書(様式第2号)については代表者のみで構いません。
- (6) 申し込みにあたっての留意事項
- ア 申し込みは、1世帯(1法人)につき1申し込みとなります。
- イ 連名で申し込みされた方は、同一の物件に他の連名者として重複して申し込むことはできません。(単独での申し込みもできません。)
- ウ 入札参加資格の確認のため、警察へ情報照会及び町税の課税状況についての調査及び確認を行うことについてご了承ください。
- エ 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に使用しません。
- オ 提出された書類の返却は致しません。

4. 入札参加資格審査

前記の申し込み受付後、資格の有無を審査します。審査により、入札参加資格を有しないと認められた方にのみ、その旨を通知します。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札日 令和8年11月26日(木)
- (2) 入札時間 午後2時
- ※受付は、入札時間の1時間前から行います。なお、入札時間に遅れた場合は入札に参加できません**のでお早めにご来場ください。
- (3) 開札時間 入札締切り後即時
- (4) 入札・開札場所 広島県安芸郡府中町本町一丁目10番15号
安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ
2階 研修室
- ※工事中につき駐車場が非常に少なくなっていますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。**
- (5) 持参するもの
- ①入札保証金領収書の写し
 - ②印鑑（印鑑登録印、代理人の場合は委任状に押印した代理人使用印）
 - ③筆記用具（黒または青の万年筆またはボールペン）
 - ④委任状（代理人によって入札する場合）
- (6) 留意事項
- ア 入札開始時間になると入札会場を閉鎖します。遅れた場合は、入札には参加できませんのでお早めにご来場ください。また、入札会場に一度入場されますと入札終了までは退場することができませんのでご注意ください。
- イ 入札には、申込者（連名の場合は代表者）本人または代理人が必ず参加してください。代理人によって入札する場合は、委任状を事前に作成のうえ、入札当日に持参し、受付時に提出してください。なお、入札会場への入室は1名とします。連名で申し込まれる方についても入室は1名となりますのでご注意ください。
- ウ 連名で入札される場合は、代表者の方のみに入札会場に入っていただき、入札に参加していただきます。
- エ 入札に当たって必要となる入札書は、当日の受付でお渡ししますが、所定の様式（要領23ページ）に事前に記入・押印したものを持参し、使用しても構いません。ただし、所定の様式以外の用紙に記入されたものは無効となりますのでご注意ください。
- オ 入札終了後に落札者の方に契約説明を行いますので、申込者又は代理人が必ず出席してください。

6. 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

- ア 入札に参加される方は、入札当日までに入札保証金を納付してください。
- イ 入札保証金は、府中町が発行する納入通知書により納付してください。
- ウ 入札当日の受付時に、領収書の写しをご提出ください。
- エ 入札保証金は、入札書に記載する金額の100分の5以上の額を納付してください。

【例①】入札書に記載する金額が 12,345,678 円の場合

$$12,345,678 \text{ 円} \times 5/100 = 617,283.9 \text{ 円} \Rightarrow 617,284 \text{ 円以上}$$

(入札書記載金額) (入札保証金額)

※入札保証金として納付すべき金額は、円未満を切上げた 617,284 円以上となります。申込書の「入札保証金」欄に 617,283 円と記載され、納付された場合は、入札書記載金額の100分の5に満たないため、無効の入札となりますのでご注意ください。

【例②】1,000,000 円の入札保証金を納付した場合

$$1,000,000 \text{ 円} \times 100/5 = 20,000,000 \text{ 円}$$

(入札書記載金額の上限)

※100 万円の納付をされた場合、2 千万円までの入札が可能となります。

- オ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないときには、入札保証金は違約金として府中町に帰属し、還付しません。
- カ 入札保証金は、その受入れ期間について利息をつけません。

(2) 入札保証金の還付等

- ア 納めていただいた入札保証金は、落札者以外の方については、後日、申込書に記載の口座にお返します。なお、還付するまでに4週間程度かかる場合がありますのでご了承ください。
- イ 落札者の方が納めた入札保証金については、契約締結までの間は締結確保のため引き続き入札保証金として府中町で保有し、契約締結の際に、契約保証金または売買代金の一部に充当します。
- ウ 入札に関し、不正の行為があったときは、当該入札参加者が納めた入札保証金は還付しません。

7. 入札の方法等

(1) 入札の方法等

- ア 入札に参加される方は、入札執行者の指示に従って、所定の「入札書（様式第4号）」（23ページ）を提出してください。

イ 入札書には、必要事項を記入し、個人の場合は入札者の住所及び氏名、法人の場合は入札者の所在地、法人名及び代表者氏名を記入し、押印してください。

ウ 入札書の押印は、印鑑登録済の印鑑（代理人の場合は、代理人使用印）を使用してください。

エ 提出した入札書の書換え、差換え、撤回をすることはできません。

オ 入札金額は、物件の価額の総額を記入してください。

カ 入札書への金額の記入は、アラビア数字（0, 1, 2, 3・・・）を使用し、金額の頭書には「¥」を記入してください。

（２）代理人による入札

ア 入札は、代理人が行うことができます。所定の「委任状（様式第３号）」（２２ページ）を事前に作成のうえ、入札当日に持参し、受付で提出してください。

イ 代理人の方が入札される場合には、「入札書」には、代理人の住所・氏名を記入のうえ、代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印してください。

ウ 申込者本人の住所・氏名が記載され、申込者本人の印（印鑑登録済の印）が押印された入札書により入札する場合、委任状は必要ありません。

エ 一人の代理人が二者以上から委任を受けることはできません。

（３）連名による申し込みの場合

ア 共有名義で取得するために連名で申し込みをされた場合は、一般競争入札参加申込書の「申込者」の欄に記載された代表者の方が入札を行ってください。この場合、他の連名者からの委任状は必要ありません。

イ 当該代表者の方が代理人(他の連名者を含む。)に委任する場合は、当該代理人は、連名者全員が事前に作成した委任状を、入札当日に持参し、受付で提出してください。

（３）入札回数

入札回数は１回です。（あらかじめ最低売払価格（予定価格）を公表しているため、再入札は行いません。）

（４）入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となりますのでご注意ください。

ア 入札に参加する者に必要な資格がない者が入札したとき

イ 入札が取り消すことができる制限能力者の意思表示であるとき

ウ 一つの入札に一人で二通以上の入札をしたとき

エ 他人の代理人を兼ねて入札した場合または二者以上から委任を受けた代理人が入札をしたとき

オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正行為があったとき

カ 入札保証金が不足しているとき

キ 入札書に記名押印がないとき（押印が印鑑登録済の印鑑または委任状の代理人使用印でないものを含む。）

ク 入札書の記入文字が明確でないとき

ケ 最低売払価格に満たない金額で入札したとき

コ 入札書の入札金額が訂正してあるとき

- サ 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し、又は削除した場合に、その箇所に押印のないとき
- シ その他この要領で定めた入札に関する条件に違反したとき

8. 落札者の決定方法等

(1) 落札決定の方法

- ア 開札は、入札後直ちに、入札者立会いの下で行います。
- イ 有効な入札を行った者のうち、府中町が定める最低売払価格（予定価格）以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ウ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引いていただき、落札者を決定します。くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない府中町職員にくじを引かせます。

(2) 入札結果

- ア 開札したときに、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。
- イ 落札者に対し、開札結果（落札者の氏名・名称、落札金額）を入札者以外に公表することの可否について、意向を確認させていただきます。

(3) 落札者の権利の譲渡

落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

9. 売買契約の締結

(1) 契約の説明

落札者には、入札当日の本物件の入札終了後引き続いて、落札決定通知及び契約書類を渡し、契約手続きについて説明します。

(2) 売買契約の締結

- ア 契約締結期限は、令和8年12月1日（火）となります。
- イ 売買契約締結日に、契約保証金を納付していただきます。
- ウ 売買契約は、府中町が定める売買契約書（14ページから17ページまでに「見本」を掲載）により行います。また、契約書（府中町保管用1部）に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。
- エ 売買契約は、「落札者」名義で締結します。また、連名での入札の場合は、「共有者全員」の名義で締結することになります。

(3) 留意事項

落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は、違約金として府中町に帰属します。

10. 契約保証金

落札者には、契約締結日に、府中町が発行する納入通知書により、府中町が指定する金融機関で契約保証金を納付していただきます。

契約保証金の額は、売買代金（落札額）の100分の10以上の額となります。（既に納付済みの入札保証金が充当されるため、実際に納付していただく額は、契約保証金の額から入札保証金の額を差し引いた額になります。）

なお、契約締結日に売買代金全額をお支払いいただく場合は、契約保証金の納付は必要ありません。

11. 売買代金の支払い

（1）納付期限

売買代金の残額（売買代金から契約保証金（充当済みの入札保証金を含む。）の額を差し引いた額）は、契約締結日から1ヶ月以内に、府中町が発行する納入通知書により、府中町が指定する金融機関で納付してください。

（2）契約の解除

売買代金を1ヶ月以内に納付しない場合には、原則として売買契約は解除され、契約保証金は、違約金として府中町に帰属します。

（3）納付期限の延期

売買代金を納付期限までに納付できない相当の理由があると認められる場合は、納付期限を延期することができますが、この場合、遅延利息（年14.6%）が発生しますので注意してください。

12. 所有権の移転・物件の引き渡し等

（1）所有権移転・物件の引き渡し

入札物件の所有権の移転は、売買代金が完納されたときとし、同時に物件を引き渡します。入札物件は、現状有姿での引き渡しとなります。（図面等と現況が相違している場合、現況が優先します。）

（2）所有権移転登記

ア 所有権移転登記は、売買代金が完納されたことを確認した後、府中町が行います。

イ 所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

ウ 所有権移転登記は、落札者に対してのみ行い、落札者以外の第三者に対して所有権移転をする中間省略登記は行いません。

エ 共有者全員の名義で売買契約を締結した場合は、共有名義で所有権移転登記を行います。

オ 所有権移転登記完了後に、「登記識別情報通知」をお渡しします。

13. 契約上の主な特約事項

売買契約には次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただくようになります。

(1) 禁止する用途

ア 入札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供し、又これらの用途に使用されることを知りながら、物件の所有権を第三者に移転し、または物件を第三者に貸すことを禁止します。

イ 入札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用途に使用することを禁止します。

(2) 実地調査等

府中町は、契約締結の日から5年を経過する日まで、上記禁止用途に関する履行条件を把握し、条件違反を未然に防止するため、随時に実地調査を実施し、落札者に報告を求めることがあります。

実地調査の際には、落札者は、正当な理由なく、調査を拒み、妨げ、または忌避してはなりません。

(3) 違約金

落札者が(1)または(2)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として支払っていただきます。

14. その他の留意事項（重要）

ア 物件は、現状有姿での引き渡しになります。必ず事前に現地をご確認ください。

イ 落札者は、法令等を遵守し、また、関係機関からの指導等についても遵守してください。

ウ 落札者は、契約締結後、土地の毀損・修補の必要性または土地の数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、府中町に対し、代金の減額請求、契約の解除、土地または登記簿の修補・改築請求または損害賠償の請求はできません。

エ 売買契約締結の日から売買物件の引き渡しの日までの間に、府中町の責めに帰することができない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者の負担とします。

オ 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、府中町に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。

カ 本物件について、隣接地との境界は確定しています。なお、所有権移転登記完了後に、落札者に境界確認書を譲渡します。

キ 今回の入札において落札者がなかった物件について、常時公募（別に指定する受付期間中に最も早く見積書を提出された方を契約の相手方として決定する方法）により売り払いを行う場合は、府中町公式ホームページでお知らせします。

15. 問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

〒735－8686

広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

府中町財務部管財課（府中町役場3階）

電話 082－286－3188

(2) 府中町公式ホームページアドレス

<http://www.town.fuchu.hiroshima.jp/>

※この要領及び様式等がダウンロードできます。

物件説明書

最低売払価格 : 18,080,000円

所在地(地番)	府中町青崎東5969-6			
住居表示	府中町青崎東6番街区			
地目	宅地			
地積	81.30㎡			
形状等	多角形状のやや不整形地。地勢は、ほぼ平坦。(間口約7.4m、奥行約9m)			
接面道路の幅員	南東 : 幅員約6mの町道 (ほぼ等高)			
	南西 : 幅員約6mの町道 (ほぼ等高)			
都市計画法等の制限	市街化区域			
	用途地域	第一種住居地域		
	建ぺい率	60%		
	容積率	200%		
	その他	建築基準法第22条指定区域		
供給施設等の引き込みの可否	上水道	可能	電気	可能
	下水道	分流式:取付管設置あり	都市ガス	可能
交通機関	最寄り駅 : JR山陽本線「向洋」駅 約1.0km 最寄りバス停 : 「青崎東上児童遊園地前」バス停 約0.4km			
公共施設等	役場	約2.6km (府中町役場)	交番等	約1.2km (広島東警察署向洋駅前交番)
	小学校	約0.6km (府中南小学校)	消防	約2.6km (府中町消防本部)
	中学校	約1.8km (府中緑ヶ丘中学校)	郵便局	約0.2km (青崎東郵便局)
参考事項	当該土地は、令和3年まで一般住宅として使用されていた土地になります。敷地内の地中には建物基礎の一部等が残置きされている可能性があります。現状有姿での引き渡しになります。			



土地売買契約書【見本】

府中町を甲とし、_____を乙として、甲と乙は次のとおり土地売買契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は、その所有に係る次の土地（定着物含む。以下、「土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けることを約した。

	所 在	地 番	地目	実 測 面 積
土地				

(売買代金)

第2条 土地の売買代金は、金_____, _____, _____円とする。

(売買代金の支払い)

第3条 乙は、売買代金を次により甲に支払わなければならない。

(1) この契約締結の日に、契約保証金として金_____, _____, _____円を、甲の発行する納入通知書により、甲に支払う。

(2) 令和〇〇年〇〇月〇〇日までに、売買代金から前号の契約保証金の額を差し引いた金_____, _____, _____円を、甲の発行する納入通知書により、甲に支払う。

2 契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 甲は、乙が第1項第2号に定める義務を履行したときに、契約保証金の全部を売買代金に充当するものとする。

4 乙が、第1項第2号に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

5 甲は、この契約締結の日に、乙が、第2条に定める売買代金を、甲の発行する納入通知書により即納した場合は、契約保証金の納付を免除するものとし、前4項の規定は適用しない。

(遅延利息)

第4条 乙は、売買代金を前条第1項第2号に定める期限日までに納付しないときは、その期限日の翌日から遅延金額を納付した日までの期間に応じ、当該遅延金額につき年14.6パーセントの割合で算定した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

2 甲は、前項の規定による遅延利息の請求と第12条第1項第1号又は同項2号の規定によるこの契約の解除を任意に選択することができる。

(所有権の移転)

第5条 土地の所有権は、乙が売買代金を完納した時に乙に移転する。ただし、前条に規定する遅延利息が生じている場合は、土地所有権は乙が売買代金及び当該遅延利息の全額を納付したときに甲から乙に移転するものとする。

2 土地の所有権移転に関する登記は、前項の規定により土地の所有権が甲から乙に移転した後において、甲が行うものものとし（土地に建物が存する場合の当該建物に係る登記手続きは除く。）、乙は甲に対し、甲の指定する期日までに、当該登記手続に要する書類等を提供し、これに協力するものとする。この場合において、登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(土地の引き渡し)

第6条 甲は、前条第1項の規定により、土地の所有権が乙に移転したときに、現状有姿で土地を乙に引き渡し、乙は、その引き渡しを受けたときは受領書を甲に提出しなければならない。

(危険負担)

第7条 乙は、この契約締結後において、甲の責めに帰することができない事由により土地が滅失又はき損した場合においても、甲に対して売買代金の減額を請求しない。

(かし担保責任)

第8条 乙は、この契約の前段である一般競争入札による町有地売払い（以下、「当該売払事業」という。）に係る甲の募集が、現状有姿での引き渡しを前提としたものであることに鑑み、土地のき損・修補の必要性又は土地の数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減額請求、この契約の解除、土地又は登記簿の修補・改築請求又は損害賠償の請求をしない。

(禁止用途)

第9条 乙は、土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供し、又これらの用に供されることを知りながら、土地の所有権を第三者に移転し、又は土地を第三者に使用させてはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、5年間、前条の規定の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行い、又は乙に対し必要な報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定による甲の調査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の報告を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、第9条又は前条第2項の規定に違反したときは、甲に対し、第2条に規定する売買代金の100分の30に相当する額を違約金として支払わなければならない。

2 前項の規定による違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
(契約の解除)

第 12 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないで書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約の規定に違反したとき。

(2) 乙が、この契約による義務を履行しないとき。

(3) 乙が、この契約を締結した日から 3 年が経過するまでに、この契約の締結時点において、当該売払事業に伴い甲が作成した町有地売払一般競争入札申込要領に定めた申込者の資格等に違反していたことが認められたとき。

(4) 乙（個人である場合はその者を、法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下、この号において同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下、「暴力団」という。）の関係者（以下、「暴力団関係者」という。）であると認められるとき、又は乙が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲は、前項の契約の解除により乙又は第三者に損害が生じても、何らその責めを負わないものとする。

(土地の原状回復)

第 13 条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の承諾を得た場合を除くほか、その負担において土地を原状に回復したうえ、甲の指定する期日までに、土地を甲に返還しなければならない。

2 前項の場合においては、乙は、甲に対し、土地のために費やした必要費、有益費その他の費用の返還を請求しない。

(売買代金の返還等)

第 14 条 甲は、第 12 条の規定によりこの契約を解除したときは、既納の売買代金を乙が土地を甲に返還し、かつ、土地の所有権が甲に登記された後において、乙の請求により乙に返還する。ただし、既納の遅延利息、違約金及び契約の費用についてはこの限りでない。

2 乙は、第 12 条の規定によりこの契約が解除された場合においても、現に第 11 条第 1 項の規定による違約金を甲に納付すべき債務を負っているときは、当該違約金を甲に納付しなければならない。

3 第 1 項の規定により甲が乙に返還する売買代金には、利息を付さない。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、第 12 条の規定によりこの契約が解除された場合は、第 5 条の規定により土地の所有権が甲から乙に移転した日からこの契約が解除された日までの土地の賃貸料に相当する額（甲の算定する額）を損害賠償金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、乙がこの契約による義務を履行しなかったために甲に与えた損害額が同項の損害賠償金の額を超えるときは、乙は、同項の損害賠償金のほか、その超える額を、甲の算定するところにより、甲に支払わなければならない。

(返還する売買代金の相殺)

第 16 条 甲は、第 14 条第 1 項の規定により甲が乙に返還すべき売買代金と、第 11 条第 1 項及び前条の規定により乙が甲に納付すべき金銭とを、対等額をもって相殺することができる。

(契約の費用)

第 17 条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 18 条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

(信義誠実の義務・疑義の解決)

第 19 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 この契約に定める事項について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項で必要があると認めるときは、甲及び乙が協議して定めるものとし、協議が調わないときは、甲の決定するところによるものとする。

この契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲と乙が記名捺印して、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号
広島県安芸郡府中町
代表者 府中町長 寺尾 光司

乙 _____

(様式第1号)

一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

府中町長

年 月 日

一般競争入札参加申込書

申込者	持分(※1) (/)	住 所		
		フリガナ		
		氏名(※2)	(印) (印鑑証明印)	
		電話番号		

※1 共有名義での取得を希望する場合に記入する。

※2 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記入する。

府中町が売払いする下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る一般競争入札に参加を申し込みます。
なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

※共有名義で申し込まれる場合、申込者の欄に共有者を代表して入札手続を行う者の住所・氏名等を記入し、様式第1号別紙に申込者以外の連名者の住所・氏名等を記入し、それぞれ押印してください。また、代表者及び連名者全員について持分を記入してください。

添付書類

住民票(法人にあっては商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書))・印鑑登録証明書・府中町税の完納証明書・役員等一覧(様式第3号)(法人の場合のみ)・誓約書(様式第2号)

※共有名義で申し込まれる場合は、添付書類を各人1通ずつ用意してください。

記

入 札 物 件	府中町青崎東5969-6	入 札 保 証 金	円
入札保証金納付方法	納入通知書(町が指定する金融機関に納付)		

※入札保証金については、申込要領6ページを参照してください。

※入札保証金の納付は、町が発行する「納入通知書」が届くまでお待ちください。

(必ず町が送付する納入通知書を使用してください。なお、別途振込手数料がかかります。)

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

返還事由が生じた場合、上記入札物件に係る入札保証金(金 円)の返還を請求します。
返還する際は、下記の口座へ返還してください。

なお、返還につき、入札終了後に4週間程度遅れて返還されることについて異議はありません。

※返還できるのは、上記申込者名義の口座に限ります。

記

入札保証金の返還請求者		フリガナ				
		住所(所在地)	〒			
		フリガナ				
		氏名・名称	(印) (認印可)			
振込先 金融機関 ※共有名義の場合、共有者を代表する者の口座	銀行	支店 支所	預金種目	普通・当座	口座番号	
	信用金庫		口 座 名 義 人			
	信用組合		フリガナ			
	農協		氏名・名称			
	労働金庫					

連名者

私は、申込物件を共有で取得するため、別紙誓約書の事項を誓約し、代表者と連名して申し込みます。
また、代表者本人が入札を行う場合に限り、申込物件の一般競争入札に係る一切の権限を委任します。

〒

住所又は所在地 _____

(ふりがな)

氏名又は法人名及び代表者名 _____ ⑩

電話番号 _____

持分 (/)

連名者

私は、申込物件を共有で取得するため、別紙誓約書の事項を誓約し、代表者と連名して申し込みます。
また、代表者本人が入札を行う場合に限り、申込物件の一般競争入札に係る一切の権限を委任します。

〒

住所又は所在地 _____

(ふりがな)

氏名又は法人名及び代表者名 _____ ⑩

電話番号 _____

持分 (/)

連名者

私は、申込物件を共有で取得するため、別紙誓約書の事項を誓約し、代表者と連名して申し込みます。
また、代表者本人が入札を行う場合に限り、申込物件の一般競争入札に係る一切の権限を委任します。

〒

住所又は所在地 _____

(ふりがな)

氏名又は法人名及び代表者名 _____ ⑩

電話番号 _____

持分 (/)

※連名者の押印は、印鑑登録済の印（実印）を使用してください。

誓 約 書

私は、一般競争入札による町有地の売払いについて、令和8年度町有地売払一般競争入札申込要領（以下「申込要領」）の内容を承諾のうえ、様式第1号のとおり申し込みます。また、申し込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 私は、申込要領「2. 入札参加者の資格」に記載する、入札に参加できない者に該当しません。
- 2 私は、入札に対し、申込要領、入札物件の状況等全て承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について、府中町に対し、一切異議・苦情を申し立てません。
- 3 私は、入札参加申し込みに当たり、入札参加者から暴力団等を排除することを目的として、私の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者、役員等の氏名）、ふりがな、住所、性別、生年月日等について、警察に情報提供されることを承諾します。
- 4 私は、申込者及び連名者に係る町税の課税状況について、調査及び確認されることを承諾します。

年 月 日

府 中 町 長 様

1 申込者または代表者 (※1)

〒

住所又は所在地 _____

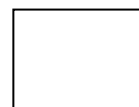
(ふりがな)

氏名又は法人名及び代表者名 (※2) _____ ⑩

※印鑑登録済の印（実印）を押印してください。

2 町税の完納証明書

申込者又は連名者のいずれかが府中町で課税されたことがないことにより、府中町税の完納証明書を提出できない場合は、右欄に○印を記入してください。



注記 ※1 連名の場合の代表者になります。

※2 法人の代表者名になります。

(様式第3号)

役員等一覧

年 月 日

府 中 町 長 様

所在地_____

法人名及び代表者名_____⑩

※印鑑登録済の印を押印してください。

弊社の役員は、次のとおりです。

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住所	生年月日
	()	男 女		明・大・昭・平 ・ ・
	()	男 女		明・大・昭・平 ・ ・
	()	男 女		明・大・昭・平 ・ ・
	()	男 女		明・大・昭・平 ・ ・
	()	男 女		明・大・昭・平 ・ ・
	()	男 女		明・大・昭・平 ・ ・
	()	男 女		明・大・昭・平 ・ ・
	()	男 女		明・大・昭・平 ・ ・
	()	男 女		明・大・昭・平 ・ ・

※法人登記簿に記載されている役員全員（代表者を含む）を記載してください。

※支店・営業所がある場合は、支店長・営業所長についても記載してください。

委任状

年 月 日

府 中 町 長 様

委任者 住所又は所在地 _____

氏名又は法人名及び代表者名 _____ ⑩

※印鑑登録済の印を押印してください。

私は、次の者を代理人と定め、下記の物件の一般競争入札に係る一切の権限を委任します。

代理人 住所 _____

氏名 _____

代理人使用印

※代理人使用印は、入札書に押印する印を使用してください。

記

所在地
広島県安芸郡府中町青崎東 5969-6

入 札 書

金 額

		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

府中町財務規則その他関係法令を遵守し、令和8年度町有地売払一般競争入札申込要領について承諾のうえ、上記の金額で入札します。

令和 年 月 日

府 中 町 長 様

住所又は所在地_____

氏名又は法人名及び代表者名_____⑩

(※代理人の方が入札される場合は、押印不要です。)

代理人 住所_____

氏名_____⑩

記

所在地
広島県安芸郡府中町青崎東 5969-6

【参考】関係法令等（抜粋）

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（契約の履行の確保）

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

○府中町暴力団排除条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2） 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3） 暴力団員等 暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。